

学校法人沖本学園 幼保連携認定こども園 風早幼稚園
重要事項の説明に関する同意書兼契約書

学校法人沖本学園 幼保連携認定こども園 風早幼稚園（以下「当該施設」という。）と支給認定子ども及び一時預かり子ども及びその支給認定保護者及び一時預かり利用保護者（以下「保護者等」という。）は、保護者等が当該施設を利用することに関し、次のとおり契約を締結する。

- 1 当該施設は、保護者等に対して発行されている支給認定証の内容を確認した上で、特定教育・保育を保護者等に提供することとする。
- 2 特定教育・保育又は特定地域型保育の提供にあたり、『(学校法人沖本学園 幼保連携認定こども園 入園のしおり（重要事項説明書）』に基づき、重要事項の説明を行った。保護者等は、当該施設が説明した運営規程その他の「重要事項」の内容について同意し、これらに定められた保護者等の義務（利用者負担その他の費用の支払いを含む。）を履行することとする。
- 3 事故・ケガ等は日本スポーツ振興センター災害共済給付、または保険の範囲での補償とする。
- 4 この契約の有効期間は、入園日から卒園日または退園日までとする。
- 5 当該施設は、本契約にかかる内容に変更があった場合、その内容について保護者等に説明し、同意を得ることとする。

上記の内容を証するため、本書を作成し、当該施設と保護者等の双方が自署又は記名押印の上、園が保有する。

年 月 日

所 在 地 安芸津町風早新開 3 1 8 5 番 1

運営事業者 名 称 学校法人沖本学園 幼保連携認定こども園 風早幼稚園

説 明 者

私は、重要事項の説明を受け、内容について同意しました。

年 月 日

住 所

保護者署名

氏 名

児 童 名

(児童との関係)

入園のしおり

(重要事項説明書)

保存版



学校法人沖本学園

幼保連携認定こども園

風早幼稚園

令和 8 年度

当園をご利用の皆様へ

認定こども園 風早幼稚園利用にあたりましては重要事項説明書をよくお読み頂き、園の方針をご理解いただき、園と保護者様双方合意の上で利用の契約を締結いたします。

お子様をお預けになる保護者様と引き受ける施設の職員、職員と子ども、また保護者様同士が互いの人権を尊重し、より良い人間関係を築きながら共に育ち合う場でありたいと考えています。

当園では園とご家庭相互でお子様の成長を援助していくことを大切に考えております。

お子様にとってよりよい環境づくりの為のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

1. 重要事項説明書やお便りなどでお伝えする園の規則をお守りください。
2. 園に対しカスタマーハラスメントに該当する行為、または保護者間で暴言、暴力、脅迫的行為、セクシャルハラスメントなどの迷惑行為が確認された場合、利用をお断りいたします。
3. 健康増進法による受動喫煙防止の推進のため園の敷地内と園舎、並びに送迎時の駐車場、行事で利用する施設は全て禁煙です。

※ 重要事項説明書に記載の内容に変更がある場合は、改めて説明させていただきます。



施設の目的及び運営の方針

- (1) 運営主体
- (2) 施設の概要、園の歩み
- (3) 施設について
- (4) 主な設備の概要
- (5) 職員体制
- (6) 利用定員ごとの提供する日及び時間、並びに提供を行わない日
- (7) 利用料等
- (8) 支払方法
- (9) 提供する特定教育・保育の内容
- (1 0) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (1 1) 嘱託医
- (1 2) 嘱託歯科医
- (1 3) 緊急時における対応方法
- (1 4) 非常災害対策
- (1 5) 相談・要望・苦情窓口
- (1 6) 賠償責任保険の加入状況
- (1 7) 個人情報の取り扱い
- (1 8) 防犯、事故防止の取り組み
- (1 9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (2 0) その他の留意事項
 - 1 , 送迎について
 - 2 , 持ち物について
 - 3 , 服装のお願い
 - 4 , 昼食について
 - 5 , 慣らし保育
 - 6 , 感染症の登園基準
 - 7 , 予薬についてのお願い
 - 8 , 非常災害時の対応について
 - 9 , 支給認定証の変更について

施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	学校法人沖本学園
事業者の所在地	東広島市安芸津町風早 3 1 8 5 番 1
事業者の連絡先	0846-45-4065
代表者氏名	理事長 山野信子

(2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園			
名称	幼保連携認定こども園 風早幼稚園			
所在地	所在地：東広島市安芸津町風早新開 3185 番 1			
連絡先	T E L：0846-45-4065 F A X：0846-45-4065			
施設長氏名	園長 山野信子			
開設年月日	昭和 22 年 4 月 私立 風早幼稚園設立 平成 21 年 4 月 学校法人の認可を受ける 令和 1 年 4 月 新制度 施設型給付の幼稚園となる 令和 4 年 3 月 幼保連携型認定こども園の認可を受け、こども園となる			
認可定員		1 号 認 定	2 号 認 定	3 号 認 定
	5 歳児	7 名	5 名	
	4 歳児	7 名	5 名	
	3 歳児	7 名	5 名	
	満 3 歳児	4 名		
	2 歳児			5 名
	1 歳児			4 名
	0 歳児（ 1 2 カ月～）			1 名
	一時預かり	利用希望時の定員枠による		
当園の基本理念・方針	教育理念 子ども 1 人 1 人のおもいを認め、自ら考え行動する心と健やかな体を育てる。			
	教育目標 つよく かしく たくましく			

- ・心も体もたくましい子
- ・友達と仲良く遊ぶことができる子
- ・挨拶のできる子
- ・人の話を聞き、思っていることを言える子

教育・保育のねらい

【健康的な体づくり】あそびを通じて健康的な心と体をつくる

自然や季節の変化を感じる。触れて体験し、感動する。外遊びなどを通じのびのびと体を動かす気持ちよさを感じ、健康的な体づくりを行います。

【思いやりの心を育む】他者に対して共感したり思いやりをもてるようになる

子ども 1 人 1 人を大切に、目を配って保育をします。遊びの中で社会性を育み、自分の気持ちを伝えたり、友達の気持ちを聞けるよう援助します。

【意欲を育む】遊びを通じて子ども自身の気づきを培う

子どもの思いや行動を大切にします。失敗も経験しながら、子どもが工夫したりやってみたいという気持ちを大切にします。

【自立心を育む】自信をもって自ら行動する力

園生活で、様々な経験を重ね、最後までやり遂げることで達成感を感じ、自信をもって行動できるよう見守ります。

全職員が専門性の向上に努め、健全な園運営に努めてまいります。

教育内容

遊びは学び。環境を通じて教育を行う事を基本とします。目指しているのは、ただ教え込む教育や、指示されたことができるようになる子どもの育成ではなく、身近な生活の中の変化や自然に気づき、遊びの中で発見し心をおどらせ、見たり聞いたりすることでイメージを膨らませて、やってみたいという好奇心が湧く、自分の意見を安心して言え、友だちとのやり取りで葛藤しながら段々友だちの気持ちを考えられるようになっていく。そんな子どもの姿とそれを援助する保育者です。子どもがしっかり心の根っこを張っていけるような土台の部分、園と保護者様とで協力して育てていきたいと考えています。

日々の遊びを基本とし、成長に合わせて、文化的な活動を体験します。

- ・ 園庭でしっかり体を動かします

(目と体の発達、お腹が空き、食べる・寝る。基本の生活リズムを整える)

- ・ 季節の歌、ハーモニカ(年中～)や楽器、絵本の読み聞かせ
(音に親しむ、表現する楽しさを味わう、言葉やイメージを膨らませる)
- ・ 文字、数、知恵のワークブック(年中・年長)、生活絵本(年少)
(楽しみながら、文字や数字や生活の決まりを知る)
- ・ お絵かき、制作
(季節の変化を感じる、見たり感じたりしたことを自分なりに表現する)
- ・ 遠足
(春は親子の触れ合い、秋は友だちと一緒に過ごす楽しさを感じる)
- ・ 運動会、おゆうぎ会など季節の行事
(運動会は体を動かす楽しさを感じる)
(おゆうぎ会は表現する楽しさを味わう。さらに、3 歳以上児は、友だち同士でその過程を楽しんだり協力する経験をしながら、最後までやり遂げ達成感を味わう)
- ・ 食育、交通安全、防災教育
(食への興味、感謝の心。自分の体を大切にし、安全な行動ができる)
- ・ リトミック(月 1 回)カワイ音楽教室の専任講師より学びます。
(年少クラスから)
- ・ 体操教室(月 2 回)カワイ体操教室の専任講師より学びます。
(年少クラスから)
- ・ 英語(週1回)ネイティブの講師より学びます。(年少クラスから)
- ・ 茶道(月1回)専任講師より裏千家の作法を学びます。(年長クラス)
- ・ 地域の方との交流 年長クラス(お茶会など)



外部講師 個人レッスン(希望者) ピアノ教室(水)又は(木)

外国人講師英語教室(火曜)15:00～

硬筆(火曜)15:00～

園のあゆみ

昭和22年	園長 金好開三(かいそう)、しずこにより1539番地 2 で私立幼稚園設立
昭和40年	旧園舎設立。沖本ヤナが園長となる
平成 3年	安芸津町で唯一の幼稚園となる
平成 21年	学校法人の認可を受ける。山野信子が園長となる
令和 1年	新制度の施設型給付の幼稚園に移行する
令和 4年	3月に幼保連携型認定こども園の認可を受ける

日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。この法律と、関連法に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や 質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月に本格スタートしました。令和4年3月に幼保連携型認定こども園へ移行し、就学前の教育と保育を一体的に提供する施設になりました。

長年にわたり幼児教育の場として地域に根付いた園舎も築57年たち、老朽化が著しく、園地を移転、園舎を新築する運びとなりました。園地面積約3倍強、耐震性を高めた施設で令和4年3月から新たに教育・保育をスタートしています。

旧園舎



現園舎



旧園舎	現園舎
所在地: 安芸津町風早 1539-2	所在地: 安芸津町風早新開 3185 番 1

（３）施設について

敷地	敷地全体	1744.82 m ²
園舎	構造	鉄骨造 地上 2 階建て
	延べ	約 689.51 m ²

（４）主な設備の概要

設備	部屋数	備考
保育室	5 室	すみれ組：0.1 歳児クラスと 2 歳児、満 3 歳児クラス もも組：3 歳児クラス さくら組：4 歳児クラス うめ組：5 歳児クラス
遊戯室	1 室	
事務室	1 室	
調理室	1 室	
相談室	1 室	

（５）職員体制

職種	
園長	1 名
保育教諭・補助	15 名
栄養士・調理員	3 名
嘱託医（内科、歯科、薬剤師）	3 名
外部講師（英語、体操、リトミック、お茶）	5 名

※職員配置は、運営の基準に関する条例により職員数を配置した上で、より充実した保育体制を整えるための職員（基準外職員）を配置したものです。園児数によって変更が生じる可能性があります。

（６）利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

開 園 日 ……月曜～金曜日（平日）

開園時間 ……AM7：30～PM6：00

休 園 日 ……2号、3号認定児：土日祝日、盆（8/13～8/16）、

年末年始（12/29～1/3）その他園で定めた日

★（気象警報が発令、震度５弱以上の地震発生時）

1号認定お休みの日 ☆ 1号認定児：上記に追加し、

夏季休暇 7/20～8/31、冬季休暇 12/25～1/7、

春季休暇 3/20～4/7

振替休日（行事が土日の場合、翌平日が休み）

☆預かり保育の利用ができます



3号認定 (0～2歳)	1号認定 (満3歳児)	時間	1号認定 (3～5歳児)	2号認定 (3～5歳児)
短時間認定 延長保育 標準時間認定 随時登園	超過	7：30	超過	短時間認定 延長保育 標準時間認定 随時登園
短時間認定登園		8：00	預かり保育	短時間認定登園
朝おやつ 遊び	預かり保、朝おやつ 順次登園	8：30 9：00 9：15	順次登園（9：15までに） 自由遊び	
朝会（室内または園庭）		9：30	朝会（園庭で）	
保育・教育活動 		10：00	朝の会、絵本 教育活動 	●コアタイム（教育標準時間）1号認定・2号認定の子どもが、年齢別クラスでカリキュラムに沿った教育活動を行います。 9：30～14：30
昼食（年齢別に順次）		11：00	朝の会、絵本 教育活動 	
昼食	水曜日は降園	11：30		
午睡（子どもに合わせて） 		11：40 ～ 13：00	昼食 水曜日は預かり保育	昼食/遊び
順次起床	随時起床	14：30	帰りの会	
おやつ	降園	14：40 15：00	降園	おやつ
遊び	預かり保育/おやつ	15：00	預かり保育/おやつ	遊び
短時間認定		16：00		短時間認定
降園または、 延長保育開始	預かり保育終了 超過	17：00 17：30	預かり保育終了	降園または、 延長保育開始
保育終了	超過	18：00	超過	保育終了

未就園児及び保護者は午前中12時まで園庭解放中利用可。それ以降は、在園児も保護者同伴でも園庭利用はできません。

年間行事予定

- 1 学期／4 月 保護者と遠足（竹原バンブー公園）3 歳以上
 5 月 年長児かけっこ（進学先小学校で運動会に参加）
 6 月 健康診断・カレーパーティー
 7 月 歯科検診・プールまたは水遊び・七夕・納涼踊り
- 2 学期／10 月 運動会・お月見茶会・秋の遠足（3 歳以上子どもと先生で）
 11 月 芋パーティー
 12 月 お遊戯会
- 3 学期／1 月 もちつき・健康診断・歯科検診
 2 月 節分・お店屋さんごっこ
 3 月 ひなまつり茶会・おわかれ会・卒園式



（7）利用料等

	1 号認定 満 3 歳児～	2 号認定 （ 3 歳クラス以上）	3 号認定 （0～2 歳児クラス）
基本保育料	無償	無償	市町村民税所得割を基に市が決定 ※非課税世帯は無償化対象
延長保育（短時間保育認定） 預かり保育料 （ 1 号、新 2 号）	50 円/30 分 ※新 2 号認定：月の上限額の範囲で預かりが無償化の対象。 ※満 3 歳 1 号：非課税世帯は預かり料が無償化対象。		
超過料	400 円/30 分毎 認定毎の契約時間を超えて、利用があった場合 例） ● 1 号認定児 7：30～8：00、17：30以降の利用 ● 2、3 号認定児：7：30以前、または迎えが18：01を過ぎた		
超過料	【ご注意】 1 秒（タッチパネル操作、または職員の記録簿で）超えた時点で発生します。特に 1 号降園の 14：40～15：00 は、混雑します。時間に余裕をもって、登園、降園いただけますよう、お願いいたします。登園時はタッチパネルで登録された後に、お子様をお預かりします。		

保育料（2024.4.1～）

時間	開園前	7：30	8：00	8：30	9：00	15：00	16：00	17：00	17：30	18：00	閉園
		から	から	から	から	から	から	から	から	まで	
2．3号 標準			3オクラス以上は、基本保育料無料 0～2歳クラスは市の決めた保育料								保育終了
2．3号 短時間	超過 ※	延長 保育※						延長保育※	保育終了		超過 ※
1号		超過	預かり	基本保育料無料		預かり保育		超過	超過		
1号 満3歳		超過	超過	預かり	無料	預かり保育		超過			

☆1号認定児の 長期休み期間（春・夏・冬休み）、代休日の預かり保育料

時間	開園前	7：30	8：00	8：30～	17：00	17：30	18：00	閉園後
1号認定	超過※	超過	預かり保育（30分 50円）			超過	超過	超過※
満3歳			超過				超過	

※ 7：30前、18：00以降は、閉園時間です。利用はできません。

一時預かり利用料

基本利用時間	月曜日から金曜日の9：00～15：00			
延長利用	8：00～9：00、15：00～16：00 /30分 100円 それ以外は、30分 400円の超過料金。 おやつ提供時間帯に利用があれば、1食 50円追加。			
一時保育		3歳以上児	1～2歳児	0歳児（12カ月以上）
基本利用料	1日（給食込み）	2,000円	2,500円	3,000円
	半日（4時間未満、 給食別途 300円/日）	1,000円	1,500円	2,000円
	注）1カ月のうち、14日の利用日数が上限			

里帰り出産時、長期帰省時、育児のリフレッシュなど保育が必要な際の一時保育を実施。利用希望月の定員枠を確認してください。1か月前に事前登録申し込みが必要です。

注）初めて利用の方の、当日申し込みには対応しておりません。

利用開始から5日間は慣らし保育（3日は午前昼食なし、2日は昼食まで）となります。

特定負担額	教育充実費（１～３号） 行事や食育、外部講師招致費用、園教育環境の充実の一部にあてさせていただきます		（月額）600 円
	茶道代（年長児）		（月額）300 円
	給食代	1 号	1 号認定 （月あたり）5,250 円 （内、主食 2,100 円）
		2 号	2 号認定 （月あたり）7,500 円 （内、主食 3,000 円）
		3 号	保育料に含む
		一時預かり	保育料に含む または（１食あたり）300 円
	おはようブック（３歳クラス以上）		毎年 1 冊/約 600 円
	連絡ノート（０～満 3 歳児）		1 冊/約 200 円
	写真代（注文者）		実費 77 円～1,000 円位
	保険加入に係る保護者負担		入園児（年 1 回）280 円程 日本スポーツ振興センター
			一時預かり児 7,000 円～
	制服（３歳以上児）		約 4,500 円
	体操服、カラー帽代		約 4,600 円
	ワークブック（３歳クラス以上）		（月当たり）440 円～1,500 円
	クレヨン、自由画帳、はさみ、のり、粘土、粘土板、マーカー（年中）、パステックペン（年長）の購入費用		卒園までに 7,000 円程
	入園前健康診断		※神田医院で入園前に受診 （保護者負担なし）

（８）支払方法

１、実費負担額、預かり保育、給食費、保育料は月末清算後、翌月上旬にご請求いたします。

口座振替です。振替料は無料です。

２、入園用品は、注文時に現金支払いをお願いします。

３、一時預かり児は、利用最終日に現金支払いをお願いします。

（９）提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、認定こども園教育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じ、特定教育・保育を提供します。

（１０）利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【１号認定子ども（教育標準時間認定）、一時預かり子ども】

利用者の内定	○申し込み順とする。ただし願書受付開始日中に定員枠を超えた場合は選考。 ○満３歳児入園は、誕生日の属する月の２か月前の１日より申し込みできる。 【選考方法】 １、きょうだいが、申し込み時点で在籍している ２、すでに別の認定で在席している ３、一時預かり利用の場合は、１４日以上の利用実績があり、利用日数が多い方 ４、安芸津町内に住所があるものは優先 ５、保護者やきょうだいが卒園者である ６、以上同点のものは抽選により選考
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・ １号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園、転園を含む） ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき ・ 保護者が当園の施設及び当園の近隣地域、保育に従事する職員または他の利用者（園児、保護者）に対して、重大な背信行為又は、著しい迷惑行為をしたり、園の信用を失墜させ、名誉を著しく傷つけた場合

【 2 号、3 号認定子ども（保育標準時間、保育短時間認定）】

利用者の内定	市町村が行う利用の調整に従い決定される
利用決定	利用調整後、園と利用契約書の締結による
退園理由	・ 上記 1 号認定の退園理由に加え以下の理由に該当したとき ・ 保育認定要件が満たせなくなった時 ・ 入園後 1 か月以上にわたり登園実績が確認できない場合

（ 1 1 ） 嘱託医

医療機関の名称	神田医院
医院長名	炭田澤子
所在地	広島県東広島市安芸津町風早 1 5 2 2
電話番号	0846-45-0039
委託内容	入園前健診、幼児健康診断、緊急時かかりつけ医

（ 1 2 ） 嘱託歯科医

医療機関の名称	医療法人坂本会という歯科クリニック
医院長名	坂本 智則
所在地	広島県東広島市安芸津町三津 4 2 0 9 - 9
電話番号	0846-45-0272
委託内容	幼児歯科検診

（ 1 3 ） 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。 災害時緊急連絡及び連絡を保護者様一斉にメールまたはアプリでお知らせすることがあります。 メールアドレス： kazahayayo@sky.megaegg.ne.jp を受信できるようにしてください。

【管轄する消防署】

消防署名	東広島消防署安芸津分署
所在地	東広島市安芸津町三津 4711 番地 1

【管轄する警察署】

警察署名	東広島警察署安芸津交番
所在地	広島県東広島市安芸津町三津 5 5 6 3 - 8 8

（ 1 4 ） 非常災害対策

防火管理者	山野信子
消防計画届出年月日	平成 22 年 9 月 10 日
避難訓練	月 1 回実施。地震避難訓練 5 回以上、火災避難訓練 5 回以上、不審者対策 1 回以上、消防署の講話 1 回、警察署の講和 1 回。消火訓練毎月。
防災設備	消火器、火災報知器を備えています
避難場所	第一次避難地 園庭（火災・地震）又は 2 階（土砂・津波） 第二次避難地 東集会所 または風早小学校
緊急時の連絡手段	電話又はメールまたはアプリによる

（ 1 5 ） 相談・要望・苦情窓口・第 3 者委員会

相談・苦情受付担当者	坪井聡美
相談・苦情解決責任者	園長 山野信子
第 3 者委員会	倉本博信
第 3 者委員会	森下恒

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、適切に対応し、改善を図るよう努めます。市からの求めがあった場合には、市に報告をします。 利用者の苦情・相談⇒受付担当者（第 3 者委員会の立ち合いの有無の確認）⇒責任者へ報告⇒話し合い（第 3 者委員の立ち合いがある場合は利用者へ助言及び事業者へ事情調査・解決の斡旋）⇒事業者の苦情解決の責務明確化

（ 1 6 ） 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類（ 1 ）	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付
------------	--------------------------

対象	入園児
保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付
保険の内容	子どもが学校の管理下で「けが」などをした時に、保護者に対して給付金（災害共済給付）を支払う制度です。

保険の種類（２）	損害保険ジャパン 園児総合保障プラン
対象	一時預かりの子ども
保険の内容	子どもが学校の管理下で「けが」などをした時に、保護者に対して給付金を支払う制度です。

（１７）個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。但し、小学校やその他の教育関係機関より提供の依頼があった場合は除外とさせていただきます。
--

（１８）防犯、事故防止の取り組み

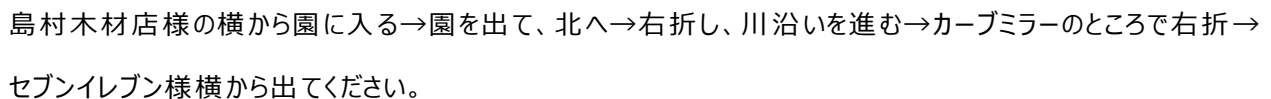
当園は、園児の安全を確保するため定期的に施設設備の点検をして、日常の 保育環境の整備をしています。安全には十分注意を払っておりますが、保護者様にもご協力をお願いいたします。 （１）登降園時のお願い 園の門は施錠し、入口付近に防犯カメラを設置しております。入退時には責任をもって施錠をお願いしております。次の方が居られるときも声をかけるなどし、<u>開け放しにせず、防犯の為に必ず 1 回閉めてください。</u> お引き渡し後は、園内、駐車場ともに保護者様の監督下の責任となります。 廊下は走らず、門からの飛び出しに注意してください。お子様から目を離さないようお願い致します。 （２）登園、降園時のお願い 駐車場からお子様ひとりで登園させることのないようにしてください。また、<u>小学校以上でも未成年きょうだいからのお預かり又、お引き渡しはいたしかねます。</u>また、事前に伺っていない方へのお引き渡しはいたしかねます。
--

（１９）虐待の防止のための措置に関する事項

園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。 ① 職員に対して虐待防止研修を実施 ② 虐待防止マニュアルの作成、運用 ③ 虐待が疑われた場合には関係機関への通報義務があります。

1, 送迎について

- 園で決めている通行路を（一方通行）お守りください。**



(5) 朝は、各認定区分で利用できる登園時間にお連れになってください。

朝会が始まりますので、**9:15**までには登園していただけますようお願いします。

欠席の場合は、9:15までにご連絡をお願いします。0846-45-4065 または、アプリにて

- 登園したら、事務室前の登降園システムのタッチパネルで、**登園時間を登録**します。



- その後、各クラスの廊下までお連れください。**部屋の前で保育教諭に引き渡し**をお願いします。

ご挨拶、朝の体温、降園の時間、薬の有無、体調等お伝えください。

※通常保育の際は、**保護者様の保育室内への入室はご遠慮ください。**



- 3歳以上児は、8:30まで、1F もも組もしくは2階さくら組にて受け入れを行います。

0～満3歳児は、すみれ組の部屋にて。



- 8:30以後は、各自のクラスにお連れください。

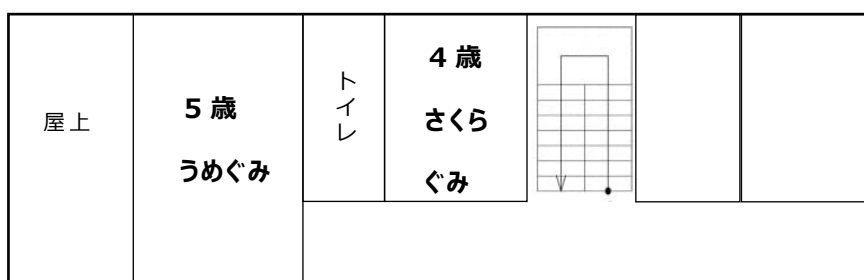


クラスにいない時は、事務室
前のボードに、今いる場所を
お知らせしています

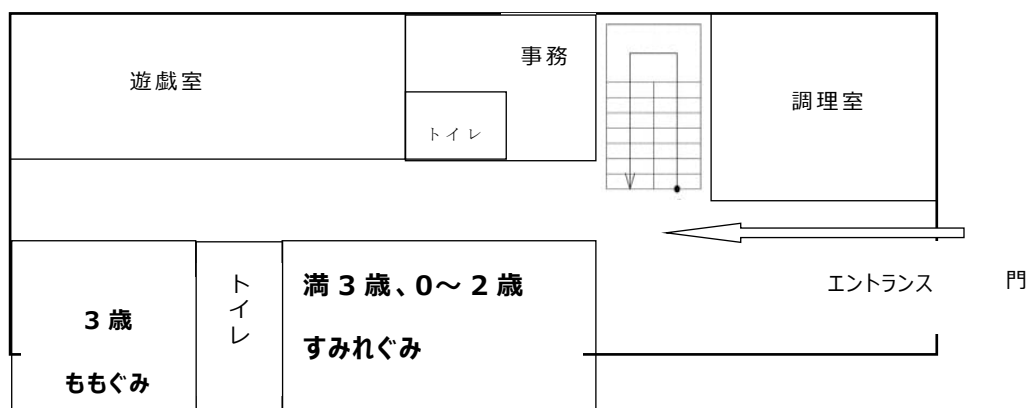
- 年少・年中・年長（3・4・5オクラス）について。朝、登園時に自分のクラスが園庭に出ているとき、事務室の先生に（検温、帰りの時間、与薬の有無）を伝えてください。

- 帰りも、登降園システムで、**降園時間を記録**してください。

2 階



1 階

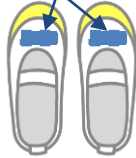


園庭

2, 持ち物について

	持ち物 全てに名前をかいてください	0,1歳児	2歳、満3歳児	3～5歳児 (年少～年長)
毎日持参	入れ物 ※名前を見えるところにつけてください。	手提げまたはリュックサック 		リュックサック ※前留めがあると肩からずれなくてよい 
	連絡ノート(園と家庭の連絡用) 	○	○	
	おはようブック (出欠ノート) 			○
	お便り袋(支給ビニールポーチ) ※中を取り出し翌日園に戻す	○	○	○
	水筒 (お茶または水を入れてくる。 スポーツ飲料・ジュース不可。 飲みきったら園で水かお茶を足します。)	○ ※使い慣れた ストローマグな ども良い	○ 子どもが自分で 飲むことができ る形状のもの	○ 紐はとってきてくだ さい 
	制服(6月～9月以外) 暑い日はカバンに入れてきてても良い			○
	園指定のカラー帽 	○ ※大きいときはゴ ム部分を縫い留め て調整ください	○	○
	ハンカチ			○ ポケットに入れて
	ティッシュ			○

※おむつが不足して園で貸し出した際は、その枚数分お戻し願います。

	おむつ 毎日記名して 5 枚	○ 必要な子	○ 必要な子	○ 必要な子
	スタイ(食事用) 	○ 3枚 ※袖なし ※ビニール袋 に入れて		
	通園バッグ ※持ち帰ったら、 翌日持参 			○
週初めに持参するもの。たりなくなったら補充	着替え	上下3枚ずつ	上下2・3枚ずつ	上下2・3枚ずつ
	ビニール袋(名前をかく)	5枚	5枚	5枚
	タンクトップなど下着 	3枚 ※つなぎ タイプでない物	2～3枚	2～3枚
	パンツ・靴下 	2～3枚 ※必要に応じ	2～3枚 ※必要に応じ	2～3枚
	おしりナップ	1袋	※必要な子	※必要な子
	手口拭き用ウェットティッシュ	1袋	1袋	
	シューズ (ひとりで履きにくいときは、かかとに紐をつけるとよいです) 			○ ※シューズ入れに 入れる  なまえ 
	午睡タオル・毛布	○	○	
	入れ物 ※名前を見えるところにつける ※中身は小袋などに分けず、 そのまま入れてきてください。	手提げ 	手提げ 	手提げ 

3, 服装のお願い

お子様と、お友だちにとっても安全で過ごしやすいものをご用意ください。

1, フードやひものない、服、靴を着用ください。

冬のコートも、フードは外してきてください。

マフラー、ネックウォーマー、手袋は園内では使用できません。（引っかかる、滑る危険）

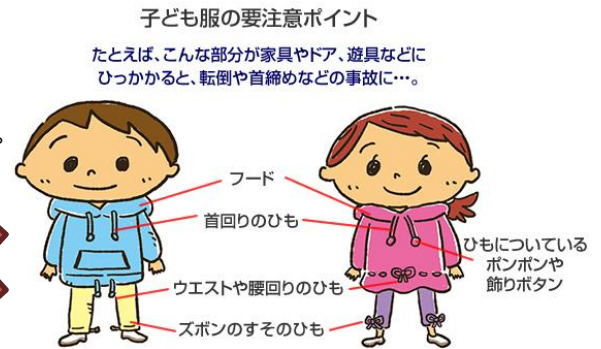
2, カチューシャは着用不可、ゴム飾りは布製のみの可。

ピン止め、プラスチックの装飾がついたものは不可。（頭痛、頭皮裂傷の危険）

3, 晴天時の長靴や、冬季のブーツは不可。（ぬげたり、滑りやすく危険）

ひも靴は底のクッションも薄く、着脱も難しい様子です。

子どもが一人ではきやすいものをお願いします。



4, 自立のため、お子様が1人で着脱しやすい服をお願いします。一日に何度もトイレにいきますので、お子様が困らないものがよいです。ロンパース、サロペット、ベルトなどは不可です。また、ぴたっとして伸縮性のない服、厚手のデニム、ロングスカート、サイズが小さいものもお子様がトイレ時着脱に困ることが多いです。



5, 汚れてもよい服装でお願いいたします。

6, キーホルダー、缶バッジ、お守り類はつけないでください。（引っかかる危険）



7, 雨の日にカッパを着用される場合は、園ではお預かりできませんので、一旦保護者様がお持ち帰りください。



カッパ
一旦
持ち帰り

8, おもちゃ・ゲーム類、貴重品は持たせないでください。

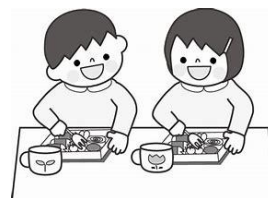
その他, 園で絵本の読み聞かせをします。ご自宅にある本に、名前を書いて持参いただいても良いです。その際持ってきていただく本は読み聞かせに適したものをお願いします。（漫画、キャラクター、図鑑、戦闘ものはご遠慮ください）



4, 昼食について

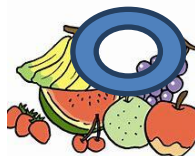
2・3号認定児には週5給食を提供、1号認定児は週4給食（水曜日は午前保育の為なし）又は弁当持参かを選択できます。

アレルギーなど事情があり給食を注文されない方は弁当を持ってきてください。



（1）弁当を持参の場合、または、遠足の時

- 箸やスプーン、フォークは子どもが持ちやすいものをご用意ください。
- 弁当やはし類は、ケースや袋に包んでからカバンに入れてください。
- デザートとして持たせて良いのは**フルーツのみ**とさせていただきます。リンゴ等の固いもの、ブドウやミニトマトなどの**丸い誤飲しやすいものは可能でしたら入れず、入れたい場合は必ず小さくカットしてください。**（幼児の誤飲事故としてリンゴ、ブドウ、ミニトマトが報告されています）



- その他**ナタデココ類や、菓子、菓子パン、プリン、ゼリー、クッキーなどは持参不可**です。間違えて持参の場合は持ち帰りさせていただきます。ご了承ください。（総菜パンはOK）
- **嚥下事故防止のため、うずらの卵、ぶどう、ミニトマトなど形状が丸いもの、呑み込みに不安がある食材は避けるか、必ずカットしてください。**



- おかずに**ピックは使用しないでください**。つきささる危険があるものは入れないでください。
- また食中毒防止のため、よくさましてから蓋をしてあげてください。暑い時期は**保冷材を活用ください**。
- 30分程度で食べることのできる量を入れてください。（一度お家で試されるのもよいと思います）
- 苦手なものは、園生活に慣れてきた頃からで、1品から始めましょう。少しずつでも食べることができたら褒め、子どもの達成感を感じさせてあげたいと思います。
- 30分以上たっているが食が進んでいない、また、子どもが集中していない時、または眠たいときなど（誤飲の危険があります）、その日の様子によっては食事を切り上げる事をご了承ください。

子どもは、成長するにつれ食事の量も増えてきますし、先生の温かい援助や、友達と一緒に食べることで、苦手な食材にもだんだんと挑戦できるようになってきます。長期的視点で温かく援助していきたいとおもいますので、ご協力をよろしくお願いいたします。食事の悩みなどがありましたらご相談ください。

一緒に考えていきたいと思います。

(2) 給食注文の場合

対象	提供可能日数	給食費	備考
1号認定	週4日提供 ※水曜なし 長期休暇はなし 8月は提供なし (徴収もなし)	月額 5,250 円×11ヵ月 (内、主食 2,100 円)	●満3歳の早朝預かり、満3及び3歳以上の午後預かりのおやつ代は含まれません。 1食50円で申し込み
2号	週5日提供	月額 7,500 円×12ヵ月 (内、主食 3,000 円)	●2号認定は、昼食と午後おやつを含みます。 ●3号認定は、午前おやつ、昼食、午後おやつを含みます。
3号認定	週5日提供	保育料に含む	

●給食は年間契約、月払いです。日割りはありません

※翌月より中止を希望される場合は、前月 10 日までに申し出ください。

※3歳以上で、前月 10 日までに、お休みがわかっている場合や園都合の休みで提供予定数に達していない場合は、停止・日割りをします。病欠などでの急なお休みの場合対象外。（例：インフルエンザに罹患し、5日間出席停止になった場合なども食材は発注していますので対象外）年度末に一括清算いたします。

※毎月 10 日を過ぎてのご家庭都合の急な取りやめ→減額対象外。

●アレルギー除去食を希望される方は医師の診断書を基に、確認を行います。アレルギー特定原材料のうち、「乳・小麦・卵・えび・かに」のアレルギー除去食を提供します。なお、「そば・落花生」を含む食品と、生卵などは給食には使用しません。ただし、コンタミネーション（食品を生産する際、原材料として使用していないにもかかわらずアレルギー物質が微量混入してしまう場合）の対応はいたしかねます。

●はし、スプーンなどは園が用意します。ご用意は不要です。練習ばしを使用したい方は持参可。

●遠足など行事で年に 1 ～ 2 回給食なし、お弁当をもってきていただく日があります。ご了承ください。



幼児教育・保育の無償化に伴い、給食費のうち副食費分が免除対象となるご家庭がございます。

主食（ご飯・パン）分 …実費をお支払いいただきます。

副食（おかず等）分 …一定額のおやつ・おかずが免除対象となります。（定額を超える費用は実費）

副食費の免除となる対象者・対象範囲

■ 満3歳以上で年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降の子どもについては、副食費の免除対象となります。

■ 免除対象の判断は、世帯構成や所得などにより決定される市町村民税額をもとに、市が行います。

（注意）

○ 1号及び、新2号認定児で、副食費免除対象になるのは、教育時間のある日です。

水曜日と長期休暇中の預かり保育日は、免除対象外です。全額実費となります。

○ **1号認定児のおやつは実費請求です。**

（４）食物アレルギーについて

カレーパーティーや、お茶会での菓子、園庭で収穫した野菜などをいただいたり、運動会等で持ち帰りのみやげ（菓子、飲み物）などを計画しております。

入園時にはない食物アレルギー反応の出た場合は、直ちにお知らせください。また、持ち帰り品については各ご家庭にて原材料をご確認の上、お召し上がりください。

●遠足などで子ども同士でのお菓子の交換は、アレルギーや誤飲防止配慮の観点から行わないようにしています。

●バレンタインデーやホワイトデーで、園内でのお菓子交換はお受けできません。

5, 慣らし保育

入園後5日間は慣らし保育の期間です。各年齢別に設定した時間内にお迎えをお願いします。初めての集団生活、環境の変化に対し、お子様が徐々に園の生活に慣れ、安心感を持って通っていただきたいと考えております。お仕事がある方もそうでない方も、同じ期間となります。

また、入園日によっては、発表会や運動会直前のことがあるかと思います。入園直後の発表型行事について、お子様の状態などに配慮し、無理がないようにしたいと思います。

6, 感染症の登園基準

子ども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できる事が望まれます。登園停止の病気はお子様にとってもつらい症状が多く、合併症も懸念されます。お子様の体の為にも十分休ませてあげましょう。かかりつけ医にご相談の上、お子様の健康回復状態が、集団生活可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

●本児が1の第1種感染症にかかる、またその疑いのある場合、医師の指示により治癒するまで出席停止となります。

●2の園規定の感染症にかかった場合は症状消失まで、お休みをお願いしております。



1, 学校保健安全法で定められた登園停止が必要な感染症

種別	感染症名	感染しやすい期間	登園目安
1種	新型インフルエンザ等、 新感染症、出血熱、痘そう、 南米出血熱、ペスト、 マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群		治癒するまで
2種	麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
2種	インフルエンザ、 新型コロナウイルス	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症日翌日から5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること（乳幼児は、3日経過していること）。新型コロナウイルスは、発症日翌日より5日経過かつ症状軽快後1日経過するまで
2種	風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
2種	水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から	痂皮（かさぶた）形成まで。すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること

2 種	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺 腫 脹後 4 日	耳下腺 、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現して から 5 日経過し、耳下腺の腫れが消失かつ全 身状態が良好になっていること
2 種	結核及び結核及び髄膜 炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認められて いること
2 種	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が 出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経 過していること
2 種	百日咳	抗菌薬を服用しない場 合、咳出現後 3 週間を 経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗 菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了し ていること
3 種	流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状 が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
3 種	腸管出血性大腸菌感染 症（O157、O26、O111 等）		医師により感染のおそれがないと認められ ていること。（無症状病原体保有者の場合、 トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以 上の小児については出席停止の必要はなく、 5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続 で便から菌が検出されなければ登園可能）
3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸 チフス、パラチフス、ウ イルス性肝炎		医師により感染の恐れがないと認められて いること

2. 園規定により登園に制限のある感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園目安
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始す る前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過し、通常 の食事がとれること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始す る前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍 が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、 普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと

ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
突発性発疹		解熱し機嫌が良く全身状態が良い
急性出血性結膜炎（アポロ熱）	眼症状が出現した数日間	眼症状が消失し感染の恐れがない
クルーズ症候群		咳の症状が消失し全身症状が良い
ヒトメタニューモウイルス	発熱して5日間	熱が下がり、激しい咳が出ていない

3、医師の診断及び治療が必要な感染症

感染症の種類	感染しやすい期間	登園停止期間
とびひ	湿潤な発疹がある間	皮膚が乾燥しているか、湿潤部分と被覆できる程度のものであること
みずいぼ		かき壊し傷から滲出液が出ているときは被覆すること。水遊び時は、医師の許可が下り、患部を水着やラッシュガードで完全に覆う場合は可
アタマジラミ	発症～駆除開始した数日間	駆除を開始していること

○登園前に平熱より高い場合はお預かりいたしかねます。登園してから37.5度以上の発熱がある場合はご連絡を入れさせていただきます。38度以上の場合は必ずお迎えをお願いします。

●厚生労働省保育所における感染症ガイドラインにより、前日に38度程熱が出ている場合は翌日解熱していても、1日お休みして様子をみられることが望ましいです。特に感染症の場合は再発熱をすることがあります。

○嘔吐後一度も食事がとれていない時、は休ませてあげてください。食事は粥など軟飯のみではなく、通常食が取れることを目安としてください。

○水下痢が止まっていない時や、24時間内に解熱剤を使用後はお預かりをいたしかねます。

○一覧表に記載された感染症と診断された場合はその日のうちに必ず園までご連絡をお願いします。

7, 与薬についてのお願い

園での与薬について、お子様の健康・安全管理のため一定基準を設けたうえで行わせて頂きます。

集団生活を過ごすうえで、健康状態が良好で支障がない事が望まれます。

本来、与薬については、医師あるいは医師の指示により保護者様の責任の下で行う事が望ましいのですが、継続的に与薬が必要な場合は、主治医、ご家庭、園の相互協力が必要です。

病後のお子様の登園は、体調が安定した慢性期・回復期からとなりますが、小児科の先生によるとその時期のお薬は朝・夕の2回に出来る事が多いようです。

【受診の際】

○こども園に通っていること

○**在園時間（○時～○時まで）をお伝えいただき、与薬の時間をご相談ください。**

園に持参しなくても済むように薬を処方して下さいがあります。

【医師の指示で継続的に与薬が必要な場合】

○薬は医師が処方した薬に限ります。塗り薬も同様です。市販薬、自家製の薬、以前処方されて残った物、服薬期間を過ぎたもの、ご姉妹兄弟に処方されて保護者様の判断で持参されたものはお受け致しかねます。

○解熱剤、座薬はお預かり致しかねます。

【与薬依頼について】

○薬剤情報提供書（お薬説明書）、与薬依頼書、薬と一緒に、職員に必ず手渡しして下さい。

鞆に入れたままなど手渡しでのお預かりが出来ない場合は、確認のお電話を入れさせていただきます。

確認が取れない場合は、与薬は控えさせていただきますのでご了承ください。

○薬は与薬が数日にわたることが予想される場合でも、園での保管はいたしかねますので、1日毎に1回分ずつ持参をし、職員に手渡ししてください。水薬なども調味料入れ等をご利用いただき、1回分のみをご持参下さい。

軟膏等の塗り薬は、容器ごとお預かりし、日々返却します。

○薬の袋にお子様のお名前を必ずご記入ください。

○月をまたいでの与薬は月初に与薬依頼書の再提出をお願いします。



お薬依頼書

ご記入の上、薬（１日分ずつ）と、薬剤情報提供書とともに職員に直接お渡しください。

解熱剤、座薬はお預かりいたしかねます。

依頼日		年	月	日
組		児 童 名		
保護者名				
病 名		病 院 名		処 方 日
				年 月 日
薬 剤 情 報 提 供 書	☐ 提出	(月 日) 発 行		
薬 の 内 容		・ 抗 生 剤 ・ 咳 止 め ・ 外 用 薬		
・ その他 (容 体 を 具 体 的 に)				
与 薬 期 間 (月 日 ~ 月 日 まで) ※ 日 付 を 記 入				
与 薬 時 間 、 お 薬 個 数				
昼 食 前		水 ・ 粉 () 包 /		
昼 食 前		塗 り 薬 () 部 位 ()		
昼 食 後		水 ・ 粉 () 包 /		
昼 食 後		塗 り 薬 () 部 位 ()		
食 間	時 頃	水 ・ 粉 () 包 /		
食 間	時 頃	塗 り 薬 () 部 位 ()		
そ の 他 ()		水 ・ 粉 () 包 /		
そ の 他 ()		塗 り 薬 () 部 位 ()		
受 付 職 員		印	投 与 職 員	印

与薬依頼書は事務室前に置いておりますのでご利用ください。

8, 非常災害時の対応について

注意報が出された時の対応について

★東広島に「暴風」「大雨」「洪水」の注意報が出された場合

- 登園としますが、自宅周辺の状況などを確認していただき、危険と判断された場合は、登園を見合わせるなどの処置をとってください。

«登園後の対応»

今後風雨が強まると予想される場合

園に迎えを要請する可能性があります。

その場合はアプリまたはメールで連絡します。

大雨・台風接近時の対応について

★東広島に「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」のうち、ひとつでも警報が発表されている場合

★【警戒レベル 3 相当】

①午前 6 時の時点で、「警報」が発表されている場合は、自宅待機



②午前 7 時の時点で、「警報」が発表されている場合は、休園

③午前 8 時の時点で、「警報」が解除された場合は、自由登園

④登園後に「警報」が発表された場合は、速やかなお迎えをお願いします

「震度 5 弱」以上の地震の対応について

特別警報が発表された時の対応について

☆【警戒レベル 4 又は 5 相当】

前日の 17 時から当日の 8 時 30 分までの間に発生した場合は、臨時休園

登園後、発生した場合は速やかに迎えに来ていただく。

災害発生時におけるより確実な園児引き渡しのため、「災害引渡しカード」を作成しております。下記内容に基づいて行動しますので予めご確認をお願いいたします。

年度毎に更新致しますので、必要事項を記入されましたら園へ提出してください。

■■ 記入時の注意事項 ■■

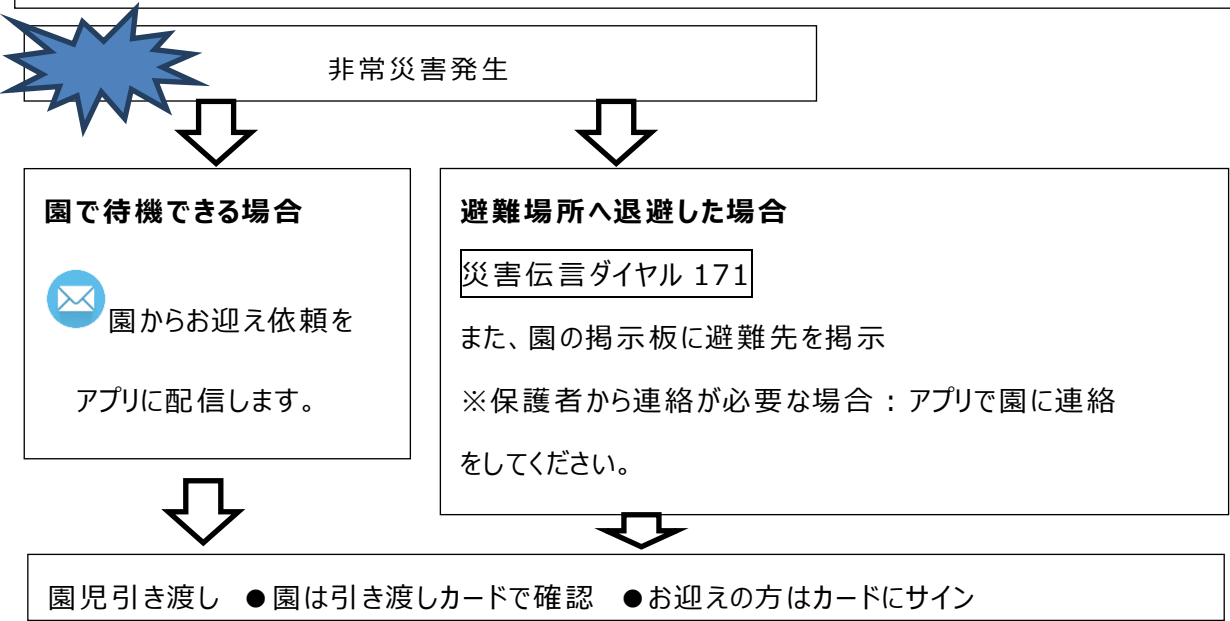
- 1、全てえんぴつ書きにしてください。（水に濡れても読めるように。）
- 2、保護者様が直接お迎えに来られない場合が想定されます。引き受け代理人を必ず 1 名以上ご記入ください。原則として、記載されている方にのみ引き渡します。
※ 代理人には、本カードの提出前に必ず本人の了承を得てください。

サンプル)

非常災害時		園児引き渡しカード		
			風早幼稚園	年度
クラス名				
園児名		きょうだい名		
保護者名		TEL		
保護者住所				
メール	※緊急連絡に使用します			
緊急時引き取り者（この欄にお名前がない方への引き渡しはできません）				
注意）保護者以外の引き取り者は、お子様が顔を確認できる方に限らせていただきます。				

緊急引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害（大地震・土石流等・津波）が発生し甚大な被害が出たとき
→（１）原則園で引き渡し→（２）第１避難所の園庭にて引き渡し→（３）第２避難所の東集会所または風早小学校にて引き渡し
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中など
→園で引き渡し



9, 支給認定の変更について

退園・転園 認定区分変更	退園されるまたは、他園へ転園される時は前月 10 日までに、園にお知らせ下さい。 「退園届」の提出が必要です。 また、認定区分を変更される場合もご検討段階から早めにご相談ください。 給食変更や認定切り替えは、締め日を過ぎての急な変更が難しいです。
支給認定証の 要件変更 <u>※認定証の有効 期限をご確認くだ さい</u>	①出産で、支給認定証を取得されている方。 出産後に育児休業を取得される方につきましては、変更届が必要。 ②求職・就労予定で認定された方 認定を継続するためには、在職証明書の提出が必要です。 ③在職証明書に記載の内容が変更になった、住所変更があった、家庭構成に変更があった方は園に申請をお願いします。 ④就労時間が変更になった 「保育標準時間」「保育短時間」「新2号認定」の保育認定を受けておられる方で、就労時間が変わり、要件を満たさなくなった場合。認定を受けることができませんので、変更時点にさかのぼって保育料を請求されることがあります。

令和 8 年度 4 月入園 園児募集要項とスケジュール

途中入園は随時受付

1号認		2号・3号認定	
願書配布	9/1(月)	願書配布	
希望者施設見学及び、個別説明(要事前予約)			
入園願書受付開始 ☆持参物を確認☆ ※当日中に、定員を超える申し込みがあった場合、受付を終了させていただきます。園の運営規定に従い、選考となります。	10/1(水) 10:30～ ●在園児き ようだいは 登園時に		
1号 4月入園募集締め切り ※定員に満たない場合は随時受付	10/末		
内定通知	10月末頃		
内定者、進級園児 制服・道具注文	11月上旬 から	市の HP に募集要項掲載。 市役所に入所申し込み。 園に重要事項説明同意書を提出	
	1月末頃～	市が利用調整。内定	
健康診断受診	2月上	内定されましたら園と契約を締結します。道具・制服注文をします。 (園から日程を連絡いたします) 健康診断受診	
市から支給認定証が届きます	3月末 までに	市から支給認定証が届きます	
	4月1日	入園。5日間は、慣らし保育	
入園。5日間は、慣らし保育	4月 8 日		

☆10月1日 1号認定入園申し込み時の持参物☆

✓確認してください

- ☐ 入園願書(裏表記入)
- ☐ 施設型給付費等入所申込書
- ☐ 重要事項説明の同意書兼契約書
- ☐ ボールペン、印鑑(訂正があったときの為)

以下は対象の方のみ

- ☐ 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書および在職証明書
(1号認定の3歳クラス以上で、預かり保育無償化申請される場合)
- ☐ ひとり親家庭の場合はその旨の証明
(保護者の戸籍謄本・抄本、ひとり親家庭医療受給者証、児童扶養手当証書など)

1号 満3歳児入園

応募資格: 満3歳のお誕生日の2か月前の月初に達していること

例) 10月23日誕生日の場合→8月1日に申し込み

- 定員に達した場合申し込みを締め切ります。
- 募集枠に対し定員を超えた応募があった場合の選考は、前述の「1号認定の先行方法」によります。
- 申し込みができるのは、応募資格を満たした方です。その他の要件で在園していても定員に達した場合は、入園待ちになることがあります。

募集に達した場合

【1号認定の入園待ちをされる場合】

- 1、園児の転園や退園などで空きが出た場合に、順にご連絡をします。
- 2、入園待ち期間は、当年度末までです。翌年度は、改めて申し込みをお願いします。

令和 8 年度入園 募集人数

※R7 年 8 月時点の状況です。変動することがありますので、募集なしの区分でも希望の方は一度園までご相談ください。

認定区分	教育認定(1号)	保育認定(2号)	保育認定(3号)
5歳			
4歳	若干名		
3歳	若干名		
満3歳	4名		
2歳			2名
1歳			4名
0歳(12カ月～)			1～2名

入園日 式典はございません

令和 7 年 4 月 1 日(水)2号、3号、新 2 号 保育はじめ

令和 7 年 4 月 8 日(水)1号認定児 保育はじめ

※入園後 5 日間、ならし保育(3日間は午前保育昼食なし、4～5 日目は昼食後に降園)

その他

おわかりにならないこと、質問等がございましたら、

ご遠慮なくお問い合わせください。

(TEL 0846-45-4065)

